

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年12月8日5農振第2163号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、○○市○○における○○（以下「本件法人」という。）の土砂埋立てに係るドローン撮影記録である。

(2) 本件公文書の開示決定状況

実施機関は、本件公文書について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第2号（事業情報）に該当するとして本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和5年11月10日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、公文書開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和5年11月21日付けで、審査請求人に対し、条例第12条第2項の規定により、開示決定等期間延長を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、令和5年12月8日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、令和5年12月14日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

オ 実施機関は、令和6年11月19日付けで、当審査会に諮詢した。

4 審査請求人の主張要旨

(1) 条例第1条の規定を踏まえれば、条例第7条の規定を理由に非開示とする

ことはあり得ない。

- (2) 本件法人は、措置命令の履行を完了できておらず、土砂搬入の中止命令を受けていることから、本件法人の事業場（以下「本件事業場」という。）への土砂搬入はできない状態にあり、本件公文書が開示されることで、利益を失ったり、新たな利益を確保できるような状態ではない。
- (3) 本件法人による事業は、実施機関による中止命令を受けても土砂搬入が繰り返し目撃され、土砂撤去等の履行期限を越えても措置が完了せず、〇〇市並びに地元住民から危険性の指摘が続いている。
- (4) 「本件公文書を開示することで、人の生命、健康等の利益が保護されると認められない」という実施機関の説明は、条例第7条第1項第2号ただし書の趣旨と整合性が取れず、事実の確認においても深刻な欠陥があり、誤った判断の要因になっている。
- (5) 本件事業場内に設置されている土砂流出防止のための沈砂池は、それに接続すべき縦水路が既に崩壊しており、求められる水準の機能を果たしていない。
- (6) 盛土法面の安定勾配については、隣接する用地造成区域境界における土砂搬入による埋立てのほか、北側の法面崩壊の事実を指摘する。「安定勾配である」との認識は、どの区域に関する認識か説明がない。このような崩壊が民家のある場所でも、今晚起きるかもしれないような実態であるという危機感がある。
- (7) 盛土法面の整形・緑化については、どの区域に関する認識か説明がない。法面は、水路の未整備により崩壊が進んでおり、それを雑草が覆っているだけの状態である。
- (8) 「本件事業場が、審査請求人が主張するような危険性を現に有するといった事実はなく、」という実施機関の説明は、上記(5)～(7)により、事実に基づかないものである。
- (9) 水を沈砂池に流すための水路が完成していないことが問題である。本件事業場上部の排水ができておらず、四方八方に水が流れている。特に、大雨が降った時には災害が起こる。
- (10) 沈砂池に水が流れれば安全なのは当然である。ところが、そこまでたどり着くための水路ができておらず、本件事業場上部からの水が当該沈砂池に入っていない。図面上では一方向に流れていくようになっているが、上部の水がどこに流れているか不明である。水の流れがつかめず、不安である。
- (11) 審査請求人は、「人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る」の認識に立ったうえで、「県民の知る権利」、「県民の県政への参加」を侵

害されていることを指摘し、審査請求を行っている。

- (1) 本件法人に対して、実施機関が適正に指導できないため、事態が固定化している現状があると考えている。実施機関が土砂搬入の中止命令等を発出しているのに、その間に土砂が繰り返し搬入され、実施機関はその現状を容認あるいは追認している。
- (2) 本件公文書の開示により、不適正事業を行っている本件法人だけでなく、これを適正に指導できない実施機関を監視することが重要である。

5 実施機関の説明要旨

(1) 条例第7条第1項第2号該当性について

本件法人は、残土等を本件事業場内に受け入れることで利益を得る事業（以下「残土処理業」という。）及び残土等を加工し改良土として販売する事業を行っているため、本件事業場内の空き容量に関する情報（以下「残土容量」という。）及び本件事業場内の改良土に関する情報は、本件法人の資産情報にあたる。

本件公文書には、本件法人の残土処理場及び本件法人が所有する改良土等が映っており、開示することで、本件法人の資産情報が明らかになることから、公にすることにより、本件法人の権利を害するおそれがある。

また、残土処理業は、事業者数が少なく、競業者の受入単価の変動による影響を受けやすい。そのため、競業者に本件事業場の残土容量を知られてしまうと、競業者が事業終期を見込んだ上で、それを前提に価格競争を行うことができる。

さらに、競業者は、事業終期を想定することで、残土処理の需要を相対的に見込んで事業場に投資することができる。

本件公文書は、本件事業場の残土容量及び本件事業場内の改良土に関する情報を視覚的に把握できる文書であることから、開示された場合に、本件法人が競業者よりも不利な条件の下で事業上の競争や価格交渉等を強いられ、本件法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある。

したがって、本件公文書は、本号に該当する。

(2) 条例第7条第1項第2号ただし書該当性について

本件事業場については、本件法人が実施機関に対して土砂搬出計画書を提出して土砂の搬出を行っているところであり、本件事業場内には土砂流出防止のための沈砂池が設置されている。沈砂池に接続する水路は造った方が安全であるが、水は沈砂池に向かって流れるよう造成されており、水路が部分的に崩れても、崩れていない水路を通じて沈砂池の方向に流れしていく。

また、盛土法面の勾配は30度以下の安定勾配となっており、法面の整形・緑化も行われているため、本件事業場が、審査請求人が主張するような危険性を現に有するといった事実はなく、本件公文書を開示することで、人の生命、健康等の利益が保護されるとは認められない。

したがって、本件公文書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、それでもなお公にする必要がある事情が具体的に認められないため、本号ただし書には該当しない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 土砂埋立て等に係る許可等について

福岡県では、土砂による埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為（以下「土砂埋立て等」という。）について、当該行為に起因する災害発生を未然に防止するため、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第27号。以下「土砂条例」という。）を定めている。

土砂埋立て等を行おうとする者は、土砂埋立て等を行う土地の面積が3000平方メートルを超える場合、原則として、土砂条例第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならないとされている。

また、知事は、同項に基づく許可申請があった場合において、その内容が土砂条例に定める基準のいずれにも適合すると認めるときでなければ許可をしてはならず（土砂条例第5条第1項）、また、当該許可には、土砂条例の目的達成のために必要な範囲内で、条件を付すことができるとされている（同条第2項）。

イ 土砂埋立て等に係る本件法人に対する措置命令等の状況について

本件法人は、残土処理業及び残土等を加工し改良土として販売する事業を行っており、本件事業場内において残土や改良土等の土砂埋立て等を行うことから、上記アにより土砂埋立て等に係る許可を受けていた。

しかしながら、本件法人が当該許可を受ける際に付された条件に違反する土砂埋立て等を行ったことから、実施機関は、本件法人に対し、土砂条例第15条第2項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、防災対策工事の措置命令（以下「本件措置命令」という。）を行うとともに、土砂の搬入行為の中止を命じた。

ウ 本件公文書の内容について

本件公文書は、実施機関が上記イで行った本件措置命令等の履行状況を確認するため、土砂条例第14条に定める立入検査の一環として、本件事業場をドローンにより上空から撮影した記録である。

(2) 条例第7条第1項第2号該当性について

ア 本号本文の趣旨

本号本文は、法人等又は事業を営む個人（以下「事業者」という。）の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、事業者の非開示情報としての要件を定めた規定である。

「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、当該情報を開示することにより、事業者の財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報又は事業者が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているものをいう。

ここでいう「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 本号ただし書の趣旨

本号ただし書は、本号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

これには、現実に人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

ウ 該当性の判断

(ア) 本号本文該当性

a 実施機関は、本件事業場における残土容量及び改良土に関する情報が本件法人の資産情報に該当し、当該情報が開示されることにより、本件法人の権利を害するおそれがある旨主張している。

当該主張の趣旨について当審査会が実施機関に確認したところ、残土容量及び保有する改良土が公にされた場合、残土容量はそれ自体が

資産情報であり、また、改良土はその単価と照合することで、本件法人の財務状況を予測できることから、通常公にされない自らの資産情報をみだりに他に開示されない権利を害されることとなるとのことであった。

当審査会が見分したところ、本件公文書には本件事業場内にある残土等が様々な画角で記録されており、残土処理業者等の専門知識を有する者であれば、本件公文書から、当該残土等の量を推計することが可能であると認められる。そうすると、本件公文書が開示された場合、当該残土等の量と上記（1）アにより本件事業場での埋立て等の許可を受けた残土量を比較することで、残土容量が明らかになると認められる。

一方で、当該残土等のうち、改良土の量のみを推計できるのかを確認するため、本件公文書に記録された残土等のうちどれが改良土で、どれがその他の残土等に当たるのかの判別について、実施機関に説明を求めたところ、一般的な残土処理場においては、改良土は、その他の残土等とは明確に区別して保管されるのが通常であるが、本件事業場においては、一部に改良土とその他の残土等が混在している箇所が存在することから、これらを明確に判別することは難しいとのことであった。

よって、実施機関の主張のうち、本件公文書から、本件事業場内の残土容量が明らかになるという主張は認められるが、改良土の量を正確に推計することは困難であることから、改良土の量とその単価を照合することで本件法人の財務状況を予測できるとの主張は認められない。

b 実施機関は、本件事業場の残土容量が明らかになった場合、競業者は自らの事業場の残土容量と比較することにより、残土処理に係る需給状況の分析を行うことができ、これを残土等受入価格の設定や自社の事業場への投資に用いることが可能となる旨主張している。

一般に、残土処理業においては、残土発生地から事業場までの輸送コストを考慮して、残土発生地の近郊に事業場を有する限られた事業者間において競争が行われているという事情を踏まえると、本件公文書が開示され、上記aのとおり本件事業場の残土容量が明らかになった場合、当該情報を得た競業者が事業上の競争においてより有利な地位に立つことができる反面、本件法人はより不利な条件の下で事業上の競争を強いられ、このような不利な状況に置かれることによって本

件法人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる。

したがって、本号本文に該当する。

(1) 本号ただし書該当性

審査請求人は、本件事業場における本件措置命令の履行状況や、盛土法面の崩壊等の事例から、本件法人に係る事業について危険性を指摘し、本号ただし書による開示を主張しているため、以下検討する。

a 本件事業場への土砂搬入について

審査請求人は、実施機関による土砂搬入の中止命令後も、本件事業場への土砂搬入が繰り返し目撃され、地元住民が危険性を指摘している旨主張している。

当該土砂搬入について、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関では、本件法人が工事施工者となっている隣接地の用地造成区域への土砂搬入は把握しているが、当該用地造成区域は土砂搬入中止命令の対象区域外であり、当該中止命令後における本件事業場への土砂搬入は確認していないとのことであった。

なお、当審査会が見分したところ、本件事業場においては、実施機関に提出された土砂搬出計画書に基づく土砂の搬出が着実に実施されていることが認められた。

b 水路の整備について

審査請求人は、本件事業場においては、本件措置命令により沈砂池が整備されているものの、当該沈砂池に接続する水路の未整備又は崩壊により排水ができていないことから、水の流れが制御できず、大雨時に災害が発生する旨主張しており、一方、実施機関は、沈砂池に接続する水路は作った方が安全ではあるものの、仮にそれが整備されていないとしても、水は沈砂池に流れ込むよう造成されていると主張している。

水路の整備状況について実施機関に確認したところ、現時点で整備は完了していないが、災害発生による人的被害等の危険性を考慮し、民家や道路（以下「民家等」という。）に隣接する箇所の整備は優先的に実施されているとのことであった。

当審査会が見分したところ、本件事業場の南側及び東側には民家等が存在するが、北側及び西側は、一部に民間事業用地が存在するものの民家等には接しておらず、仮に土砂の流出等が発生した場合でも、人的被害等が生じる危険性は低いことが認められた。

次に、水路の整備状況等について確認したところ、沈砂池は本件事業場の西側及び東側に設置されており、当該沈砂池に接続する水路は、本件事業場の上部並びに北側法面及び西側法面については整備が完了していないが、民家等に隣接する本件事業場の南側法面及び東側法面については、本件決定時点において、既に整備が完了していたことが認められた。

なお、水路の整備が完了していない箇所についても、水路が未整備であっても雨水等が上部から沈砂池に流れ込むように法面を成形し造成するなど、防災安全対策上の配慮がなされていることが認められた。

c 盛土法面の整備について

審査請求人は、本件事業場の北側法面における土砂崩壊の事例を挙げ、民家のある場所でも同様の事例が今後発生する可能性を主張しており、一方、実施機関は、本件事業場の盛土法面は、30度以下の安定勾配となっており、整形・緑化も行われていることなどから安全は確保されている旨主張している。

土砂条例第4条第1項に基づく土砂埋立て等の許可申請があった場合に適合すべき許可基準のうち、盛土高については、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成14年福岡県規則第50号。以下「規則」という。）第7条第1項及び規則別表第4において、「盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が30度以下であること」と規定されている。

当審査会が見分したところ、本件決定時点において、本件事業場の盛土法面は、当該許可基準が定める盛土高の勾配である30度を下回っており、かつ整形・緑化が行われていたことが認められた。

なお、審査請求人が指摘している本件事業場北側法面における土砂崩壊について、当審査会が確認したところ、確かに当該法面は一部崩落しており、現在に至るまで修復されていないものの、先述のとおり安定勾配が維持され、かつ整形・緑化が行われていたことから、当該崩落は小規模にとどまっていることが認められた。

d 小括

本件事業場においては、審査請求人の主張のとおり、本件措置命令により義務づけられた水路の整備等が完了していないことから、防災安全対策が万全でないことは否定できないものの、人的被害等が発生する可能性の高い民家等の隣接地において、優先的に水路や沈砂池の

整備等がなされていることや、盛土法面の勾配が安全基準を満たしており、整形・緑化も行われていること等を鑑みると、土砂流出等による周辺の民家等へ影響を及ぼし得るような大規模な災害が発生する危険性は、相当程度抑制されていると認められる。

本号ただし書の趣旨は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要な場合には、たとえ事業者に著しい不利益の発生することが明らかであっても、その犠牲において当該事業者の事業に関する情報を公開するというものであるから、当該事業者に著しい不利益を甘受せしめる以上、人の生命、健康、生活又は財産に対する危険又は損害の発生は具体的かつ蓋然性が高いものでなければならないというべきであるところ、審査請求人の主張によても、本件事業場において土砂流出等による災害が発生する可能性があるというにすぎず、これらの発生が明らかであると認めることはできない。

また、本件措置命令の履行に当たって、その履行状況及び現地の安全性の確認のため、実施機関の職員が概ね週に1回の頻度で本件事業場に赴いて定期的な調査を実施しており、当該調査の際に安全上問題のある状況や異変等を確認した場合は、本件法人に対し、適宜助言及び指導を行っていることも当審査会の見分において確認されている。

以上を踏まえると、本件事業場においては、現実に人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生しているとも、将来これらが侵害される蓋然性が高いとも言えず、本件公文書を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、本件公文書を公にしないことにより保護される本件法人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとは認められない。

したがって、本号ただし書には該当しない。

エ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。